

令和7年10月27日

関係者 各位

更生会社株式会社エヌシーガイドショップ
管財人 田中 信一郎

更生計画案および投票に関するQ&A

株式会社エヌシーガイドショップ（以下「弊社」といいます。）は、この度、更生債権者等の皆様に対する弁済方法等を記載した更生計画案を東京地方裁判所に提出し、令和7年10月20日付で更生計画案（以下「本更生計画案」といいます。）を決議に付する旨の決定を受けました。今後、債権者の皆様には、書面投票により本更生計画案に対する同意・不同意のご判断を行っていただくことになります。

本更生計画案の内容や今後の更生手続きに関し、以下のとおり、想定される質問に対する回答を作成いたしましたので、ご確認いただきたく存じます。

1. 今後の更生手続についてのご質問と回答

Q01 今後の更生手続の進行はどうなるのか。

A01 債権者の皆様には、10月下旬頃に本更生計画案が送付されますので、内容をご確認いただき、同封の投票用紙により、投票をお願いします。

投票の期限は、令和7年11月28日（必着）です。昨今の郵便事情から郵便日数に時間を要することがありますので、早めにご投票くださいますようお願い申し上げます。

投票の結果、本更生計画案が可決され、裁判所から認可決定を受け、これが確定した場合には、本更生計画案の内容に従って債権者の皆様に対して弁済させていただくこととなります。

Q02 今から債権届出をすることはできないのか。

A02 本更生計画案については、令和7年10月20日付で決議に付する決定（「付議決定」会社更生法 189 条 1 項）がなされております。法律上、付議決定後は、債権の届出を行うことができません（同法 139 条 4 項）。

2. 本更生計画案についてのご質問と回答

Q03 一般更生債権の弁済率が低いのはなぜか。

A03 弊社は本件更生手続を通じて弊社の営む一切の事業をスポンサー企業に譲渡して譲渡対価を受領しました。しかしながら、譲渡対象資産の中心である不動産や会員債権者の皆様に対する売掛金には金融機関債権者のために担保が設定されていたことから、担保対象財産に係る譲渡対価は、担保権者への弁済に充てられます。

その結果、会員債権者の皆様への弁済の引当てになるのは、弊社の保有する資産のうち、金融機関債権者の担保が設定されていない、預金や J C B ・日商連に対する差し入れ保証金など限られた資産に過ぎません。

このような理由により、無担保の一般更生債権（会員債権者の皆様の過払金債権の他、担保によってカバーされない金融機関債権者の債権）に対する弁済率は、更生計画案で記載する弁済率とならざるを得ない状況です。

Q04 一般更生債権について、1000万円以下の弁済率と 1000 万円を超える部分の弁済率

が異なっている理由は何か。

- A04** 会員債権者の皆様の過払金返還請求権についての利息制限法に基づく引直し計算をするに当たり、過払金返還請求訴訟において問題となる法律上の争点について会員債権者の皆様に有利な解釈を採用するものとして、①リボ払いと1回払い取引とを一連一体のものとして計算を行う、②1回払い取引においても過払金発生後に生じた新たな借入金への過払金の当然充当を行う、③発生した過払金には年利5%の過払利息を付けるという方針でプログラムを組んでおりました。
- しかし、プログラム運用上の手違いにて、引直し計算に過払利息が反映されない結果となってしまいました。これを再度計算し直すには相当の期間を必要とし、更生手続終結の遅れ等が生じるため、過払利息を考慮されなかった会員債権者と、それ以外の大口の金融機関債権者6行との間の公平を回復させるため、一般更生債権のうち1000万円以下の部分の弁済率を1.90%、1000万円を超える部分の弁済率を1.15%として、弁済率に約1.65倍の差を設けることにより一般更生債権の弁済率について差を設けることにいたしました。

Q05 上記の1.65倍の根拠は何か。

- A05** 過払金債権者250件程度のサンプルベースによる調査にて、過払利息を付けない場合と、これを付ける場合とを比較し、どの程度過払金額（利息）が増加するか試算しましたところ、平均して過払利息ありの金額が過払利息なしの金額の約1.65倍という結果（加重平均値）となったためです。

Q06 令和7年9月10日付「債権認否に関する説明会」では、1000万円以下の部分の弁済率は1.65%であったが、なぜ1.90%に増加したのか。

- A06** 「弁済に充てられる資産」（一般更生債権の弁済原資）は、弊社が保有する資産の総額から、法律上、一般更生債権より優先して弁済される共益債権、優先的更生債権、更生担保権等を控除したものととなります。令和7年9月10日時点では、不確定要素が多く予備費を設けるなど保守的に算出しておりましたが、その後確定した事項を踏まえ直近時点で改めて計算しましたところ、「弁済に充てられる資産」（一般更生債権の弁済原資）が増加したため、弁済率を1.90%に上方修正しました。

Q07 更生会社が、会社更生手続ではなく破産手続を選択していた場合の配当率（清算配当率）はどのくらいか。

A07 0.14%です。

清算配当率は、更生手続開始決定時の資産について、破産手続を前提に処分価格として評価をし、ここから、破産手続の場合に発生する諸費用を控除して算出しております。詳細は本更生計画案の別表3をご参照ください。なお、本更生計画案に基づく弁済率は1.90%ですので、一般更生債権者の皆様にとって、より有利な結果となっております。

Q08 一般更生債権の弁済日は、具体的にいつ頃になるのか。

A08 更生計画認可決定確定日から1ヵ月以内で管財人が定める日に一括弁済します。更生計画認可決定は、官報公告掲載日から2週間以内に即時抗告がなされなければ確定します。

官報公告掲載日は、令和7年12月下旬頃を見込んでおりますことから、一般更生債権の弁済日は最短で令和8年1月下旬頃のお支払いとなりますが、各手続の進捗状況に応じてスケジュールが変更になる可能性がありますことをご了承頂きますと幸いです。

Q09 更生担保権の弁済はどのようになされるのか。

A09 更生担保権は、確定債権額全額を、更生計画認可決定確定日から1ヵ月以内で管財人が定める日に一括弁済します。

Q10 一般更生債権の弁済原資はどういう資産を予定しているのか。

A10 A03をご参照ください。

Q11 追加弁済がある場合、どのように実施されるのか。

A11 追加弁済を実施する場合、弊社ホームページ（<https://www.nccard.co.jp/>）にてその旨を掲載いたします。追加弁済は、振込先指定書にてご指定された口座へお振り込みさせていただきます。

3. 本更生計画案の決議についてのご質問と回答

Q12 更生計画案は、どれだけの同意があれば可決されるのか。

A12 本更生計画案に関する可決要件は、以下の通りです。

〔更生債権者の組〕

更生債権者の議決権総額の 2 分の 1 を超える議決権を有する者の同意

〔更生担保権者の組〕

更生担保権者の議決権総額の 4 分の 3 以上に当たる議決権を有する者の同意

Q13 投票の結果、可決要件を満たさなかった場合はどうなるのか。

A13 本更生計画案が否決された場合、原則として、破産手続に移行することとなります。

破産手続に移行する場合、破産手続を遂行する上で必要となる諸費用（破産管財人報酬等）が新たに発生しますので、その分、配当原資の減少を招き、債権者の皆様への配当額は、本更生計画案に基づく弁済額を下回ることが想定され、また、配当実施の時期も大幅に遅れることが想定されます。

このように本更生計画案が否決されると、債権者の皆様に不利な事態となることが見込まれますので、是非、本更生計画案にご同意賜りますようお願い申し上げます。

Q14 投票はどのように行えばよいのか。

A14 本更生計画案に同封している「投票用紙」の「同意」又は「不同意」欄に○を記入し、「振込先指定書」と併せて、同封の返信用封筒に封入の上、郵送する方法によりご提出してください。日付については、返送日をご記入下さい。

ご提出は、令和7年11月28日必着となります。昨今の郵便事情から郵便日数に時間を要することがありますので、早めにご投票くださいますようお願い申し上げます。

Q15 提出期限までに投票を行わなかった場合はどうなるのか。また、投票用紙の記載に不備があった場合はどうなるのか。

A15 提出期限までに投票を行わなかった場合は、不同意として取り扱われます。投票用紙の記載に不備があった場合は無効となり、これも不同意として取り扱われます。

更生計画案に同封している記載例を参考にいただき、投票期間内に、不備のない投票をお願いします。

不同意として取り扱われる方が多くなり、「更生債権者の議決権総額の 2 分の 1 を超える議決権を有する者の同意」が得られなかった場合、本更生計画案は否決されることになりますので、是非、本更生計画案にご同意賜りますようお願い申し上げます。

Q16 「不同意」の債権者は、振込先指定書は返送しなくてもよいのか。

A16 本更生計画案が可決され、裁判所の認可決定が確定した場合には、不同意の債権者様に対しても本更生計画に基づく弁済を実施させていただきます。
したがって、振込先指定書は必ずご返送ください。

4. 相続が生じた場合等についてのご質問と回答

Q17 債権者本人が亡くなっていたため、相続関係の疎明がされるまでは決議に参加することができないとして、議決票が同封されていなかった。相続関係を疎明する書類として何を提出すればよいか。

A17 ご本人が亡くなられた場合については、相続人の方が議決権を行使することになりますが、①遺産分割協議などにより単独の相続人が決まっている場合と、②まだ遺産分割が済んでいない場合とで、提出すべき書類が違ってきます。

① 遺産分割や遺言により単独の相続人が決まっている場合

◎遺産分割協議による場合、次の書類を提出してください。

- ・亡くなられたご本人が出生してから亡くなるまでのすべての戸籍（または除籍・改製原戸籍）謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本（なお、現在の戸籍謄本だけでは相続関係が明らかにならない場合、さらに以前の戸籍謄本などの提出が必要になる場合があります。）
- ・遺産分割協議書の写し
- ・遺産分割協議書に捺印したすべての相続人の印鑑登録証明書

◎遺言書による相続の場合には、次の書類を提出してください。

- ・亡くなられたご本人の除籍謄本
- ・議決権を行使する相続人の戸籍謄本
- ・家庭裁判所で遺言書を検認した旨の証明がある遺言書（または公正証書による遺言書）

言書)の写し

② 遺産分割がまだ済んでいない場合には、次の書類を作成・提出してください。

- ・亡くなられたご本人が出生してから亡くなるまでのすべての戸籍（または除籍・改製原戸籍）謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本（なお、現在の戸籍謄本だけでは相続関係が明らかにならない場合、さらに以前の戸籍謄本などの提出が必要になる場合があります。）
- ・（◎相続人が複数の場合）相続人目録
議決権を行使する相続人代表者をお決め頂き、すべての相続人がそれぞれ自分の住所・氏名・電話番号等を記入し、捺印した「相続人目録」を作成してください。また、「相続人目録」上部に「以下の相続人全員の代表者を●●●●とする」と記入してください。

Q18 法務局が発行した登記官の認証付き法定相続情報を取得している。一覧図は被相続人・相続人の戸籍謄本の代わりになるか。

A18 法定相続情報一覧図は被相続人・相続人の戸籍謄本の代わりになります。

相続人が複数いらっしゃる場合は、相続人代表を決めていただき法定相続情報一覧図と相続人目録を法律家アドバイザー弁護士縣俊介宛までご郵送下さい（送付先はQA24参照）。

Q19 戸籍謄本などの証明書はどこで取得できるのか。

A19 戸籍関係の証明書は、原則として、その方の本籍地の市区町村役場でしか取ることができません。

なお、令和6年3月1日から、本人またはその配偶者及び直系親族の方の戸籍（除籍）謄本、改製原戸籍謄本のみ、本籍地以外の市区町村でも取ることができるようになりました（戸籍証明書の広域交付）。

法務省 戸籍法の一部を改正する法律について（令和6年3月1日施行）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

請求には、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。本籍地の市区町村役場が遠い場合は、郵送などの方法で請求することができます。お住まいの市区町村の役場や対応するコンビニエンスストアで、マイナンバーカードを利用したコンビニ交

付サービスを利用できる場合もあります。

戸籍関係の証明書に関する問い合わせは本籍地のある市区町村の役所の戸籍担当窓口（戸籍課、住民戸籍課など）にお問い合わせ下さい。

Q20 債権者本人が亡くなっていたため、相続関係の疎明がされるまでは決議に参加することができないとして議決票が同封されていなかった。相続に関する書類は提出している。提出した書類について何が不足しているか分からない。

A20 相続関係の疎明資料に不足があり、相続人代表の特定ができていない債権者の相続人の方については、本件の法律家アドバイザーの弁護士事務所（桜川協和法律事務所）より、更生債権届出書に記載されている連絡先にお電話号させていただき、ご用意いただく書類についてご説明させていただく予定です。予めご了承下さいますようお願いいたします。

Q21 債権者本人が亡くなっていたため、相続が発生し、相続人が複数いるが、遺産分割協議書の作成、戸籍等の取得には時間がかかる。

A21 本件に関する投票・弁済を受けるために、相続人において遺産分割協議書を作成していただく必要はありません。相続人が複数いらっしゃる場合は相続人代表者を決めていただき、相続関係を疎明する必要書類（QA17・18参照）をご用意のうえ、法律家アドバイザー弁護士事務所までご郵送下さい（QA24参照）。相続人代表は、あくまで本件について手続きを進めるうえでの代表者であり、遺産分割の内容を決める遺産分割協議と関わりありません。

Q22 債権者本人が亡くなっていたため、相続関係を疎明する書類を送付するが、原本類は返却を希望する。

A22 返信用封筒を同封していただければ、疎明資料の確認が終わりましたら原本類は返却いたします。

Q23 債権者本人が亡くなっていたため、相続関係を疎明する戸籍等を取得しなければならないが、取得費用がかかるため、投票・弁済金の受領については放棄を考えている。

A23 債権者が弁済金を受け取れない、または受け取りを拒否するなどの事情がある場合、更生会社は、当該弁済金を供託させて頂くことになりますので、ご了承ください。

Q24 振込先指定書を提出したが、姓の変更により指定した口座の名義が変更になった。どこへ連絡したらよいか。

A24 姓が変わったことにより、ご指定いただいた口座の名義が変更になった場合はカスタマーセンター（TEL099-216-3553）へご連絡のうえ、変更後の戸籍謄本と変更後の通帳の写しを法律家アドバイザー弁護士縣俊介宛までご郵送下さい。

（郵送先） 〒105-0001

東京都港区虎ノ門1丁目21-19 東急虎ノ門ビル7階

桜川協和法律事務所

弁護士 縣 俊介 行

Q25 振込先指定書を提出したが、相続の発生により指定した口座が凍結されてしまった。弁済金を受領するにはどうしたらよいか。

A25 カスタマーセンター（TEL099-216-3553）へご連絡のうえ、Q17・18記載の相続関係の書類をご準備のうえ、法律家アドバイザー弁護士縣俊介宛までご郵送下さい（送付先はQA24参照）。書類の確認がとれ次第、相続人の方へ改めて振込先指定書を送付致します。

Q26 相続関係を疎明する書類の提出が議決票の提出期限（令和7年11月28日）までに間に合わない場合、弁済を受けることはできないのか。

A26 この場合、議決権を行使することはできませんが、弁済実施の時期までに、相続関係を疎明する書類を提出していただければ、弁済を受けられます。

本更生計画案に基づく弁済実施の時期は、現状では令和8年1月下旬頃を想定していますが、実施時期が確定した段階で、弊社ホームページ（<https://www.nccard.co.jp/>）にてその旨をお知らせいたします。

5. 其他のご質問と回答

Q27 返信用封筒の宛先が「桜川協和法律事務所 更生会社株式会社エヌシーガイドショップ 法律家アドバイザー弁護士縣俊介」とされている。更生債権届出書は更生会社宛に送付したのに、議決票と振込先指定書はなぜ法律事務所宛に送付するのか。
また、振込先指定書には自分の銀行口座を記載することになるが、情報の管理は大丈夫か。

A27 議決票を取り纏めて裁判所に提出する作業や、本更生計画に基づく弁済事務は、法律

家アドバイザーの法律事務所にて対応致しますので、同事務所を送付先としております。

ご提供頂いた個人情報（口座番号等）は、厳重に管理し、本件に関する事務以外に利用いたしませんのでご安心ください。

<お問い合わせ先>

更生会社	更生会社株式会社エヌシーガイドショップ カスタマーセンター
電話番号	099-216-3553